

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	42	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（自動車取得税）</u>		
要望項目名	バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る非課税措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両</li> <li>・ 特例措置の内容 バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る自動車取得税の非課税措置の延長</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第12条の2の2第1項、地方税法施行規則附則第4条の4第1項		
要望理由	<p>地方バスは過疎化とモータリゼーションの進展により、輸送人員が減少し、その大半が赤字経営を余儀なくされているが、地域住民の日常生活に不可欠な足として、バス路線を維持することが必要である。</p> <p>バス事業者については、前述のとおり多くの事業者が恒常的な赤字経営を強いられる中で国による補助制度や自治体の財政支援等のもと、車両購入の施設整備や運行に伴う欠損補助、補てんという形で、民間のバス事業者の自助努力ではもはや維持できなくなった路線バスサービスが公的に確保されている状況であり、地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通の維持について欠損補助等と本制度が相まって効果をあげているところである。</p> <p>また、平成11年4月の運輸政策審議会答申により国は広域的、幹線的な輸送サービス類型について支援することが指摘され、これを受けて、国としては新たな補助制度（バス運行対策費補助制度）を創設することとし、新補助制度への移行に伴い、平成13年度税制改正において生活路線の定義及び車両購入費補助対象車両の要件について所要の見直しを行ったものである。</p> <p>平成22年度以降においても、これら地域におけるバス事業の状況に照らし、引き続き当該補助制度を継続するとともに、本非課税措置を延長し、もってこれら地域における最後の交通手段としてのバス交通の維持を図る必要がある。</p>		
減収見込額	（初年度） － （77） （平年度） － （77） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 なし</li> <li>・ 融資、補助金その他 バス運行対策費補助制度（都道府県との協調補助）</li> </ul>	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 なし</li> <li>・ 融資、補助金その他 バス運行対策費補助制度（都道府県との協調補助）</li> </ul>	
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和48年度 創設</li> <li>・ 平成6年度 延長</li> <li>・ 平成7年度 廃止代替バス車両については、一般財源化により対象から除外</li> <li>・ 平成8年度 延長</li> <li>・ 平成10年度 延長</li> <li>・ 平成12年度 延長</li> <li>・ 平成13年度 地方バス補助制度改正に伴い一部見直し</li> <li>・ 平成14年度 延長</li> <li>・ 平成16年度 延長</li> <li>・ 平成18年度 延長</li> <li>・ 平成20年度 延長</li> </ul>		

本要望に  
対応する  
縮減案

--